

第2期日置市教育振興基本計画

～郷土の教育的な伝統や風土を

生かした「風格ある教育」の推進～



いじゅういん梅マラソンジョギング大会



日新小学校の「鎌踊り」の伝承



ブックスタート



科学の祭典

平成27年4月
日置市教育委員会

<目次>

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画の位置付け 1
 - (1) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法」の概要 2
 - (2) 「子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援新制度）」の概要 3
- 2 計画の期間 4

第2章 本市の教育環境

- 1 人口動態 5
- 2 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題 6
 - (1) 児童生徒数の減少・学校規模 6
 - (2) 学力 6
 - (3) いじめ、不登校等 7
 - (4) 規範意識 8
 - (5) 基本的な生活習慣 8
 - (6) 特別支援教育 8
 - (7) キャリア教育 9
 - (8) 体力・運動能力 9
 - (9) 安全・安心な教育環境の整備 9
 - (10) 家庭・地域の教育力 10
 - (11) 文化活動の継承 10

第3章 本市の基本方針

- 1 基本目標と施策 11
 - (1) 基本目標の内容 11
 - (2) 施策の方向性 12
 - (3) 施策の体系 15
- 2 具体的施策の展開 16
 - (1) きまりを守り、礼節を重んじる教育の推進 16
 - ア 学校運営の充実 16
 - イ 生徒指導・支援の充実 16
 - ウ 道徳教育の充実 17
 - エ 人権教育の推進 18
 - オ 環境教育の充実 20
 - カ 公立幼稚園の在り方 21
 - キ 子ども支援センターの充実 22
 - (2) 文（芸術・学問）と武（心身の鍛錬）の両立を重んじる教育の推進 24
 - ア 学力向上に向けての取組の充実 24
 - イ 特別支援教育の充実 25

ウ 保・幼・小・中・高連携の推進	26
エ 文化活動の推進	26
オ 体力向上に向けての取組の充実	27
(3) 自然や歴史と伝統文化を重んじる教育の推進	29
ア 地域文化の継承・発展	29
イ 文化財の保存・活用	29
(4) 安全・安心を重んじる教育環境づくりの推進	31
ア 施設整備の計画的整備・適正維持管理	31
イ 地域ぐるみで安全・安心な環境づくり	32
ウ 災害時における避難対策の充実	33
エ 学校給食の適正かつ円滑な推進	33
オ 学校規模の適正化	34
学校再編計画	36
カ 就学支援の充実	37
(5) 協働社会によるまちづくりを重んじる社会教育の推進	39
ア 家庭、学校、地域、事業者等が連携した社会教育の推進	39
イ 家庭教育の充実・支援	39
ウ 青少年の育成と社会教育活動への参加促進	40
エ 生涯学習の充実・強化	41
オ 生涯学習推進体制（社会教育関係団体）の強化	42
カ 市民総ぐるみの読書活動の推進	43
キ 情報教育の推進及び機器の充実	44
(6) 健康づくりを重んじる生涯スポーツの推進	45
ア 生涯スポーツの推進による市民の健康づくり	45
イ 日置市体育協会の育成及び競技力の向上	46
ウ スポーツ少年団の充実	47
エ 社会体育施設等の充実及び利用促進	48

第4章 計画の推進

1 計画推進の概要	49
2 具体的な推進	49

日置市教育振興基本計画検討委員会設置要綱	50
日置市教育振興基本計画検討委員会委員名簿	51

わが国の社会情勢は、急速に進展する少子高齢化をはじめ、高度情報化、国際化、グローバル化、地球環境問題、食糧・エネルギー問題など、多くの課題を抱えながら大きく変動し、社会保障制度や医療制度、金融・財政などのシステムが十分に機能しなくなってきており、将来に対する不透明感・不安感が増幅しつつあります。

教育に関しても、家庭や地域の教育力の低下、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識や倫理観の欠如など、多くの課題が指摘されており、本市においても、児童生徒の学力向上やいじめ、不登校等の問題行動への対応、特別支援教育の充実など取り組むべき課題があります。

国では、新学習指導要領の段階的な実施（平成 23 年）、いじめ防止対策推進法（平成 25 年）、子ども・子育て関連 3 法（平成 24 年）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法（平成 26 年）の施行等、社会情勢に応じた各種制度の見直しなどを行いました。

こうした状況を踏まえ本計画では、第 1 期の日置市教育振興基本計画をベースに、作成しました。

第 2 期日置市教育振興基本計画では、小中一貫で地域の歴史、伝統文化、自然等を幅広く学習する「ひおきふるさと教育」を創設し、これまでの第 1 期計画の VI 施策を下支えし、さらには、補完できるよう施策体系の強化を図ります。

また、それに加え地域の絆づくりを強化する学校応援団制度、読書を通じて家庭での親子のふれあう機会を提供するブックスタート事業、学校規模の適正化に向けた学校再編の実施等により、最終的な基本目標である『夢をもちあしたをひらく心豊かな人づくり』の実現に向けて、事業の推進に努めてまいります。

平成 27 年 3 月
日置市教育委員会

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置付け

教育振興基本計画は、教育基本法の基本理念等を実現していくため、教育基本法第17条の規定により策定されるものであります。具体的には、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」こととしており、本計画は、平成25年6月に策定された国の第2期教育振興基本計画をはじめ、平成26年2月に策定された鹿児島県教育振興基本計画を参酌し、策定したものであります。

近年においては、新学習指導要領の段階的な実施（平成23年）、いじめ防止対策推進法（平成25年）、子ども・子育て関連3法（平成24年）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法（平成26年）の成立等により、教育関連施策は大きく変わってきており、こうした施策はもとより、地域の実情を十分に踏まえ当該計画を作成したところであります。

【教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌※し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。 ※参酌とは、他のものを参考にして長所を取り入れること。

また、本計画は、総合的なまちづくり計画として地方自治法第2条第4項の規定により策定されている日置市総合計画をはじめとする、各種計画との整合を図りながら作成されたものであります。

日置市総合計画

【分野別の振興方向】 教育文化 特色ある地域文化を継承する風土づくり

国教育振興基本計画

県教育振興基本計画

日置市教育振興基本計画

各種計画

※ 主な教育関連法の近年の動向

(1) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法」の概要

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

制度のポイント

ア 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）

イ 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

ウ 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

エ その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
- 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）
 - ※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

オ 施行日 平成27年4月1日

(2) 「子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援新制度）」の概要

子ども・子育て関連3法は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法であり、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものであります。

制度のポイント

ア 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

- 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保

イ 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け
- 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

ウ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

- 教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施

エ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支援

オ 社会全体による費用負担

- 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保

カ 子ども・子育て会議の設置

- 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務化

キ 施行日 平成 27 年 4 月 1 日

2 計画の期間

平成21年度に作成された日置市教育振興基本計画は第1期とし、本計画は平成27年度から平成31年度までの第2期（5か年計画）の計画となります。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
国・県	第2期計画					第3期計画	
市	第1期	第2期計画				第3期	

第2章 本市の教育環境

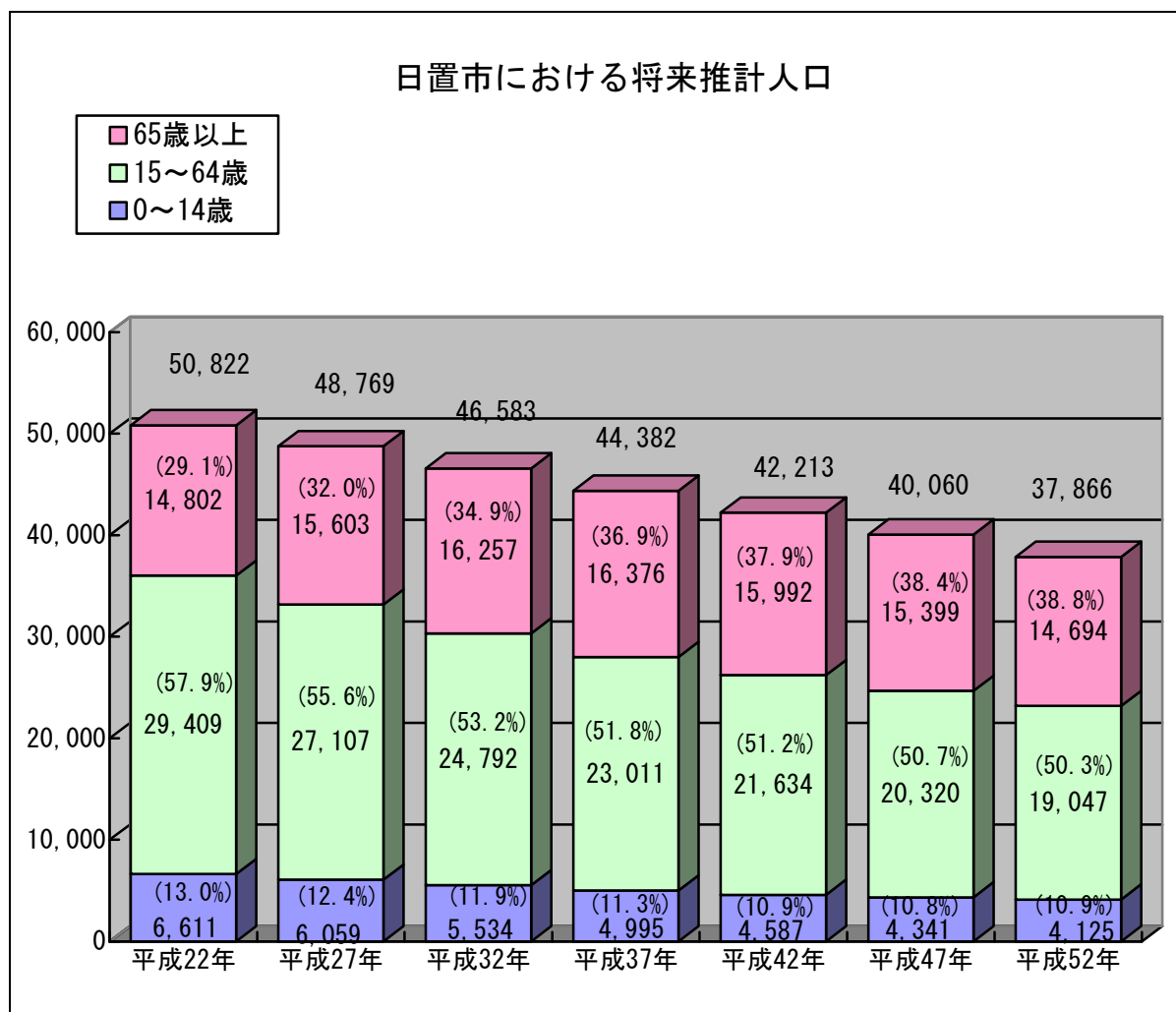
1 人口動態

国立社会保障・人口問題研究所では、平成25年3月に平成22年の国勢調査をもとにした平成22年から平成52年までの30年間について、日本の地域別将来推計人口をまとめ公表しました。

その内容の中では、都道府県別の将来推計人口において、平成52年の総人口はすべての都道府県で平成22年を下回り、65歳、75歳以上人口は大都市圏と沖縄県で大幅に増加する結果となっております。

また、市区町村別の将来推計人口でも、平成52年の総人口で約7割の自治体で平成22年に比べ2割以上が減少し、全自治体の半数近くで4割以上が65歳以上の人口という結果でありました。

本市においても、全国平均同様減少傾向をたどり、全体的に65歳以上の割合が高く、64歳以下の割合が低い状況であります。しかし、平成32年頃を境に14歳以下の人口は全国平均（11.7%）を超える割合となります。



（資料は国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月））

2 本市の子どもたちを取り巻く現状と課題

(1) 児童生徒数の減少・学校規模

本市の児童生徒数は減少を続け、平成26年度における本市の公立小中学校の状況は、小学校19校中、複式学級を有する小学校が9校、中学校7校中、1学年10名程度の生徒数の中学校が3校と学校の小規模化が進んでいます。

小規模の学校では、児童生徒一人一人に目が行き届くなどの利点があるものの、集団生活の中で切磋琢磨する機会が少ないことや教職員配置等教育環境の整備が不十分な点もあるとの指摘もなされています。

一方、過疎化・少子高齢化が進行する本市にあつては、運動会等の学校行事に地域住民が参加したり、学校職員が地域での活動に積極的に参加したりするなど、学校が地域のコミュニティ活動に一定の役割を果たしている面も見られます。

公立小中学校の再編は、これからの日置市を担う人材を育てるという視点からも、その設置者である市町村が主体的に行うものであり、学習面、スポーツ面、人間関係の面等、児童生徒に望ましい教育環境を提供することを第一として、地域の実情に応じて、住民の合意形成を図りながら計画的に進めていかなければなりません。

(2) 学力

平成25年度鹿児島学習定着度調査結果から、漢字の書き取りや基本的な計算の問題、社会や理科の用語などの基礎的・基本的な知識や技能については、概ね、身に付いています。

一方、「思考・表現」の問題では、県平均通過率を下回る教科があり、自分で考えたことを説明したり、いくつかの資料から課題を読み取り表現したりするなどの活用する力に課題があります。今後においては、思考力・判断力・表現力等を育てる学習活動を意図的に授業に盛り込む必要があります。

※平成25年度鹿児島学習定着度調査の全体結果

学年		国語	社会	算数・数学	理科	英語
小 5	日置市平均	69.0	69.5	64.5	73.7	
	県平均	67.3	70.9	64.0	73.3	
	県を100とした場合	102.5	98.0	100.8	100.5	
中 1	日置市平均	68.4	57.7	68.9	57.7	78.2
	県平均	67.9	56.1	68.5	57.2	77.8
	県を100とした場合	100.7	102.9	100.6	100.9	100.5
中 2	日置市平均	61.5	65.4	59.7	65.6	72.9
	県平均	62.6	63.7	59.8	62.1	71.7
	県を100とした場合	98.2	102.7	99.8	105.6	101.7

※「基礎・基本」、「思考・表現」別の結果

学年		国語		社会		算数・数学		理科		英語	
		基礎	思・表	基礎	思・表	基礎	思・表	基礎	思・表	基礎	思・表
小5	日置市平均	75.5	55.3	70.8	67.0	72.5	41.6	79.9	55.7		
	県平均	74.6	51.9	73.2	66.3	72.1	40.9	79.3	55.2		
中1	日置市平均	71.4	64.4	64.0	44.3	77.9	47.9	67.2	37.6	79.3	76.9
	県平均	71.0	63.7	61.2	45.2	77.8	46.8	67.5	35.9	78.8	76.7
中2	日置市平均	65.0	56.9	71.3	51.5	73.2	28.3	71.5	53.2	77.0	67.5
	県平均	66.4	57.6	69.3	50.2	73.1	28.9	68.1	49.2	74.6	67.7

(3) いじめ、不登校等

いじめについては、平成24年から「いじめの認知件数」と調査方法が変更されています。

本市の認知件数は、平成24年度52件、平成25年度30件となっています。

この認知件数は、県と比較しても低い数字になっていますが、いじめが存在するという危機意識をもって対応しなければなりません。そして、いじめについては、人権に関わる重大な問題ととらえ、すべての学校で、家庭や地域と積極的に連携を強め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。また、携帯電話やスマートフォン、パソコン等を用いた「ネットいじめ」も増加しており、情報モラルの教育をさらに推進していかなければなりません。

不登校については、平成23年度までは、小学校、中学校のいずれにおいても在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒の割合は、全国を上回っている状況でありましたが、平成24年度からは減少傾向になり、平成25年度の出現率が小学校で0.23%、中学校で1.6%と全国を下回る状況になっています。

しかし、不登校の児童生徒の理由等は多様化しており、不安や悩みに適切に対応できるよう相談体制の充実を図るとともに、一人一人の状況に応じた個別支援計画をもとに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、家庭、関係機関と連携した取組を充実する必要があります。

(4) 規範意識

教育基本法においては、これまでの「個人の尊厳を重んじるべきこと」などの理念を継承しつつ「公共の精神」や「伝統と文化の尊重」などが新たに教育の目標とされ、平成19年6月に改正された学校教育法においても、公共の精神や規範意識、我が国や郷土を愛する態度等を養うことが明記されました。

平成25年4月に実施された全国学力・学習状況調査によると「学校の決まり・規則を守っている」と回答した割合が、小学校で47.4%（平成21年：44.4%）、中学校では58.7%（平成21年：57.5%）と、平成21年度と比較すると高くなっていますが、十分とはいえず、今後も教育活動全般にわたり、規範意識の涵養を図ることが必要です。

(5) 基本的生活習慣

平成25年4月に実施された全国学力・学習状況調査によると「朝食を毎日食べる」と回答した割合が、小学校で90.2%、中学校で92.3%と共に90%を超え、全国より高くなっています。しかし、「毎日、同じぐらいの時刻に寝ている」と回答した割合は、小学校で34.6%、中学校で28.1%、「毎日、同じ時刻に起きていますか」と回答した割合は、小学校で57.6%、中学校で53.8%、と高い状況にはありません。

不規則な睡眠等で子どもの生活習慣の乱れは、健康の維持に悪影響を及ぼすだけではなく、生きるための基礎である体力の低下、気力や意欲の減退、集中力の欠如等精神面にも悪影響を及ぼすと言われています。

子どもが、心身ともに健やかに育っていくためには、学校、家庭が連携し「早寝早起き朝ごはん」などの取組を通じて適切な生活習慣を確立することが必要です。

(6) 特別支援教育

学校教育法が改正され、小中学校等では学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の障がいのある児童生徒等（以下「特別な支援を要する児童生徒」という。）に、適切な教育を行う特別支援教育が推進されています。

本市においても、特別支援教育の充実により、保護者・学校の理解の高まりがみられ、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、平成20年度の35人が、平成25年度には68人と増加しています。また、「ことばの教室」、「まなびの教室」への通級希望者も増加傾向にあり、より一層の教育体制の充実が必要です。

さらに、特別な支援を必要とする児童生徒は、通常の学級においても在籍しており、個々のニーズに応じた適切な指導・支援を行う体制の充実も求められています。

(7) キャリア教育

少子高齢化や産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化・流動化など将来への不安が増大するなか、世界経済のグローバル化に対応した企業の競争力向上のために、雇用形態も多様化してきています。

また、学校に行かず、就職活動も行わないニートといわれる若者が全国で60万人以上（総務省統計局「労働力調査」（平成23年度調査））いるとの報告がなされ、深刻な社会問題になりつつあり、その対策が求められています。

一方で、若年層を中心に早期離職率が高く、「長続きしない」、「責任感がない」などと企業側からの意見もあり、なかには新規高卒者等に対して「あいさつができない」、「就業意欲がない」などといった、いわゆる採用以前の問題も浮き彫りにされています。早期離職の理由としては、求人側と求職者のミスマッチ、コミュニケーション能力や忍耐力の不足、離職への抵抗感が薄れてきたこと、職業観が十分身に付いていないことなどが挙げられ、児童生徒が将来、社会人や職業人として自立していくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与え、コミュニケーション能力を育成することや夢や希望をもち、目標に向けて努力する態度を育成することが重要です。さらには、中学校では、職場体験学習等を通して様々な職業があることを理解させ、自分の適性について考えさせることなど、発達段階に応じたキャリア教育の推進が必要です。

(8) 体力・運動能力

今日、食生活をはじめとする生活環境の変化により、児童生徒の運動量や屋外で体を動かす機会の減少等が見られ、児童生徒の体力・運動能力の二極化が課題になっています。

平成25年度に実施した児童生徒の体力・運動能力調査の結果をしてみると、握力・投力・持久力に課題が見られ、県と比較しても低くなっています。

また、食生活の乱れ、不規則な生活、運動習慣の欠如等もあり、今後、子どもたちに望ましい食習慣や生活習慣等を身に付けさせることが必要です。

(9) 安全・安心な教育環境の整備

社会が大きく変化する中で、地域社会との関わりが薄れ、子どもたちが事件に巻き込まれる事案が増加しています。児童生徒に防犯を含む生活安全や交通安全等についての教育を行うとともに、学校における児童生徒の安全を守るための体制整備や児童生徒が安心して暮らせる地域社会づくりが求められています。

さらに、少子化により子どもの数が徐々に減っていく中においては、地域の実情に応じながら学校再編を進めることにより、多種多様な子ども間のふれあい、キャリア教育の基盤となる切磋琢磨できる教育環境を整備する必要があります。

また、学校施設は、児童生徒が安心して学び、生活する場であるとともに、災害時の地域住民の避難場所としての役割を果たしています。本市の公立学校における耐震化率は、全国平均を上回っています。（平成26年度 耐震化率96.8%）

(10) 家庭・地域の教育力

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点であると言われています。特に、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から、命の大切さや基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心、自制心などは育まれるものです。

しかし、近年の核家族化、少子化等、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化に伴い、本来、青少年が身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識や社会的マナーが備わっていないなど、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

また、いじめや不登校等の問題、過干渉や過保護の懸念、教育について悩み心理的に追い込まれるなど、家庭が抱える様々な問題も生じています。

そのような状況から、親に対する学習の機会や情報の提供など、家庭教育に関する支援は喫緊の課題です。

このため、本市においては、市の職員等を講師として地域に派遣する「行政出前講座」等により、地域の学習活動を支援するとともに、市民と協働した学校づくりを進めるため、地域の人々が様々な分野で学校と関わり、学校を支援する「学校応援団」の活用を推進しています。

また、地域においては、地区公民館、PTA、子ども会等が連携し、生活習慣の大切さについて啓発するとともに、家庭においては、子どもたちの基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図っていくことが必要です。

(11) 文化活動の継承

豊かな人間性と多様な個性を育むためには、学校や家庭、地域において子どもたちが参加、体験できる様々な文化芸術の機会を充実することが重要であり、年間を通じて多種多様な文化に触れ、体験できる企画を作成し、実施していくことが必要です。

地域では、様々な伝統文化が受け継がれていますが、私たちの暮らしにおいては、社会環境の変化、価値観の多様化、少子高齢化の進行に伴い、これらの伝統文化を子どもたちに継承する機会が次第に少なくなってきています。地域に固有の伝統文化を受け継ぎ発展させていくのは、地域の子どもたちであることを認識し、地域の大人が様々な機会を捉えて、子どもたちに伝統文化を伝えていくことは地域文化の振興を考える上で最も重要なことの一つです。

次代を担う子どもたちに文化芸術に触れる感動や楽しさを伝え、子どもたちの感受性や想像力を刺激して、一人一人の可能性を引き出すため、学校や文化会館等において舞台芸術、映画・音楽、伝統文化、文化財などの本物の文化芸術に直接触れたり、創作活動に参加したりする機会をもてるように支援が必要です。

第3章 本市の基本方針

1 基本目標と施策

本市では、第1期（平成22年度から平成26年度）の日置市教育振興基本計画（以下「計画」という。）において、「夢をもち あしたをひらく 心豊かな人づくり」という今後10年後の姿を見据えた基本目標を設定したところであります。

この10年間の基本目標においては、5年をひとつの区切りとし、第1期計画を前期、今回の第2期計画を後期として位置付け、前期における課題と成果を十分に踏まえながら、後期の第2期計画を作成しました。

(1) 基本目標の内容

教育基本法第1条に規定された教育の目的では、「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」となっており、今後は将来の社会を担う人材育成を重点に施策を講じる必要があります。

また、自律心と責任感、他人を思いやる心、伝統や文化を尊重する心、生命や自然を大切にすること等の豊かな心をもった人材の育成とともに、今後、国際化により競争社会がより一層激しくなっていく社会の中で、新しい課題に積極的に切磋琢磨する気概や困難を乗り越えることのできる力をもった人材の育成が求められています。

これらのことから、今後、本市の姿を見据えた基本目標を以下のとおり設定し、さらにそれを実現するために7つの具体的施策を展開します。

○基本目標

『夢をもち あしたをひらく 心豊かな人づくり』

○施策の基本方針

郷土の教育的な伝統や風土を生かした「風格ある教育」の推進

○施策の方向性

- I きまりを守り、礼節を重んじる教育の推進
- II 文（芸術・学問）と武（心身の鍛錬）の両立を重んじる教育の推進
- III 自然や歴史と伝統文化を重んじる教育の推進
- IV 安全・安心を重んじる教育環境づくりの推進
- V 協働社会によるまちづくりを重んじる社会教育の推進
- VI 健康づくりを重んじる生涯スポーツの推進

VII 郷土を生かした教育の推進

(2) 施策の方向性

I きまりを守り、礼節を重んじる教育の推進

基本的な生活習慣や社会生活を送る上で必要な最低限の規範意識を身に付させ、法やきまりを守り、変化の激しいこれからの社会をたくましく生き抜く人間を育てることがさらに重要になっています。

そこで、昔から引き継がれている良き教えを大切にす教育を、身近な日置市を素材として推進を図り、時と場に応じたあいさつの励行や感謝の心の醸成、身だしなみなど日置市民としての基本的な生活習慣を身に付させる教育を推進します。

II 文（芸術・学問）と武（心身の鍛錬）の両立を重んじる教育の推進

少子高齢化、過疎化などの進行やグローバル化の進展など、本市教育を取り巻く環境は、急速に変化しています。このような中、社会の変化に的確かつ柔軟に対応した施策を推進することがさらに重要になっています。

文（芸術・学問）とは、学問及び音楽・美術などの芸術のことであり、武（心身の鍛錬）とは、体を鍛えることを通して、心身を鍛えることです。この両者を同時に鍛え、自分自身を幅広く磨き高め、たくましい人間の育成を推進します。

III 自然や歴史と伝統文化を重んじる教育の推進

個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切にしなければならないものです。

そこで、日置市の豊かな自然、「郷中教育」や「日新公いろは歌」をはじめとする教育の習慣や伝統、郷土芸能や史跡などの教育的資源を有効に活用し、郷土を愛する心を醸成し、豊かな人間性を育む施策をさらに推進します。

IV 安全・安心を重んじる教育環境づくりの推進

市民に提供する教育の質の維持・向上が必要です。そのためには、教育内容はもちろんのこと、教育施設や児童生徒の安全・安心など子どもを取り巻く望ましい環境が求められています。

本市ではこれまで、学校施設をはじめ、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設の計画的な整備に努めてきました。これに加え、登下校や学校教育の場においては、児童生徒の安全安心対策や、学校給食、教育助成など、子どもたちの教育環境、さらには生涯学習活動を支える環境整備に努めて参りました。

今後、幼児期から高齢期にいたるまでの市民の教育活動を支え、充実させるため、安全・安心を基本とした教育環境整備を推進します。

V 協働社会によるまちづくりを重んじる社会教育の推進

少子高齢化、人口減少やICT化が進むなかで、人と人とのつながりや、安心して生活できる地域社会が必要となっており、これまでの取組とは違う地域の特色を生かした活力ある地域づくりが求められています。また、住民が行政に求めるニーズ（要求）も多様化してきており、これまでのように行政を中心とした公共的サービスの提供は、質的にも量的にも限界が生じてきています。

このような中で、個人・団体による社会貢献活動や様々なボランティア活動等に対する関心も高まっており、「共生・協働」の仕組みづくりが求められています。地域の様々な課題や行政サービスを、住民はもとより、まちづくりの最前線である自治会や社会教育関係団体、ボランティア団体、企業等の多様な主体とが、ともに協力し、支えあうことにより、市民が生涯を通じて安心して暮らせる社会を構築していく必要があります。

本市においては、中央公民館、地区公民館で開催される公民館講座の充実を図り、地域づくりの担い手の育成や市民が豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学べる環境整備を推進します。

VI 健康づくりを重んじる生涯スポーツの推進

生活水準の向上や余暇時間の増大、健康志向の高まり、高齢化の一層の進展等に伴い、これまで以上に自らの生活や生きがいが重視され、健康で豊かに生きるためにスポーツへの期待がますます大きくなっています。

市民のスポーツに対する多様なニーズに対応し、年齢や体力、個性や目的に応じたスポーツ活動を「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも」気軽にスポーツを楽しめるよう生涯スポーツの普及や健康づくりと交流の推進に取り組むとともに、交流することのできる機会の充実が求められています。

市民の誰もがそれぞれの年齢や体力に応じて、いつでも身近にスポーツに親しみ、健康で明るい「生涯スポーツ社会」を地域に築いていけるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツレクリエーション教室等の充実を図ります。

VII 郷土を生かした教育の推進

小中の一貫教育の視点を含めながら、日置市に存在する歴史的価値、文化的価値及び自然の素晴らしさ、産業などの地域にある魅力的な教材を生かした体験や学習を通して、子どもたちが、体験的に「礼儀・作法」等の道徳性を育むことができる「ひおきふるさと教育」を推進します。

～「ひおきふるさと教育」と各種施策との関係イメージ～



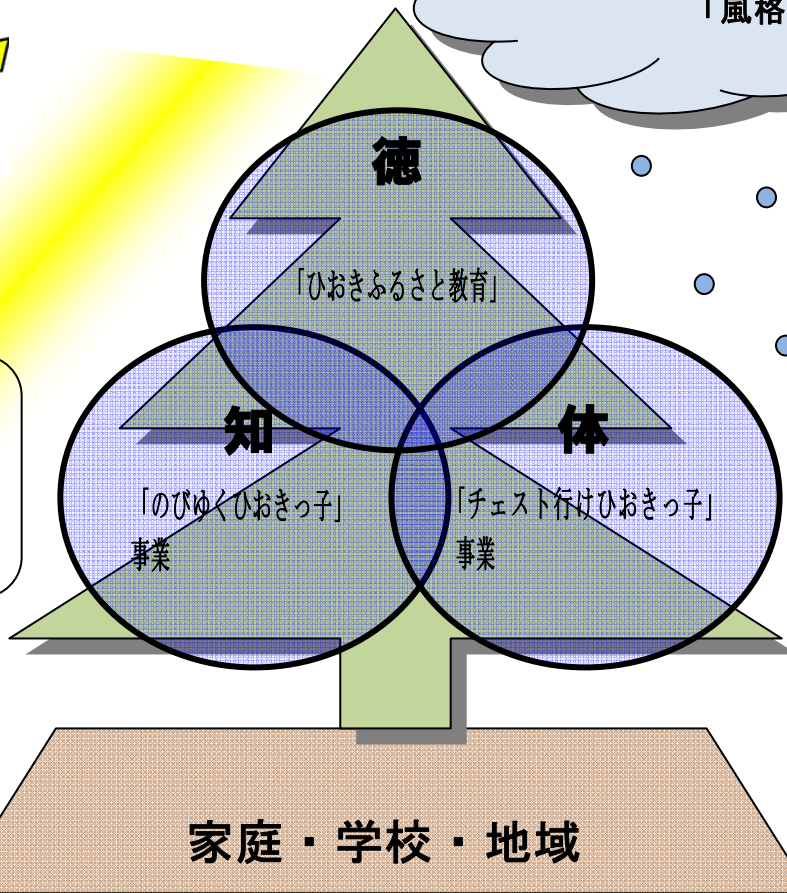
『夢をもち あしたをひらく 心豊かな人づくり』



おひさま運動

郷土の教育的な伝統や風土を生かした
「風格ある教育」の推進

お「礼節」
ひ「文武の文」
さ「文武の武」
ま「きまり」



「ひおきふるさと教育」とは
9年間（小中一貫）で、「知」と「体」をつなぐ「徳」を育てる教育

- 日置市全域の特徴的な歴史、伝統文化、自然等を幅広く学習します。
- 日置市全域の産業や環境について学習します。
- ふるさと教育を通して、伝統的な礼儀・作法等を学習します。

基本方針を実現するためには、上記の施策の方向性はもとより、各施策体系を越えた個別施策の連携強化を図ることも必要であります。

本市では、今後、基本方針の「風格ある教育」を具現化するために、「知」と「体」をつなぐ、「徳」を育む教育の推進を次の体系により展開していきます。

基本目標

施策の方向性

具体的施策

事業

夢をもち あしたをひらく 心豊かな人づくり

郷土の教育的な伝統や風土を生かした「風格ある教育」の推進

(1) きまりを守り、礼節を重んじる教育の推進

- ※ 生きる力の確実な育成
- ※ 自立・協働・創造に向けた力の修得

(2) 文（芸術・学問）と武（心身の鍛錬）の両立を重んじる教育の推進

- ※ 生きる力の確実な育成
- ※ 意欲ある全ての者への学習機会の確保

(3) 自然や歴史と伝統文化を重んじる教育の推進

- ※ 生きる力の確実な育成

(4) 安全・安心を重んじる教育環境づくりの推進

- ※ 安全・安心な教育研究環境の確保

(5) 協働社会によるまちづくりを重んじる社会教育の推進

- ※ 自立・協働・創造に向けた力の修得
- ※ 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

(6) 健康づくりを重んじる生涯スポーツの推進

- ※ 生きる力の確実な育成

(7) 郷土を生かした教育の推進

- ※ 生きる力の確実な育成

ア学校運営の充実 イ生徒指導の充実
ウ道德教育の充実 エ人権教育の充実
オ環境教育の充実 カ公立幼稚園の在り方
キ子ども支援センターの充実

ア学力向上に向けての取組の充実
イ特別支援教育の充実
ウ保・幼・小・中・高連携の推進
エ文化活動の推進
オ体力向上に向けての取組の充実

ア地域文化の継承・発展
イ文化財の保存・活用

ア施設整備の計画的整備・適正維持管理
イ地域ぐるみで安全・安心な環境づくり
ウ災害時における避難対策の充実
エ学校給食の適正かつ円滑な推進
オ学校規模の適正化
カ就学支援の充実

ア家庭、学校、地域、事業者等が連携した社会教育の推進
イ家庭教育の充実・支援
ウ青少年の育成と社会教育活動への参加促進
エ生涯学習の充実・強化
オ生涯学習推進体制の強化
カ市民総ぐるみの読書活動の推進
キ情報教育の推進及び機器の充実

ア生涯スポーツの推進による市民の健康づくり
イ日置市体育協会の育成及び競技力の向上
ウスポーツ少年団の充実
エ社会体育施設等の充実及び利用促進

○おひさま運動
○人権啓発活動事業
○行政出前講座等
○子ども支援センター事業等

○のびゆくひおきっ子事業
○チェスト行けひおきっ子事業
○巡回相談事業
○文化芸術育成事業
○青少年芸術鑑賞事業
○国民文化祭（27年度）等

○民俗芸能等伝承活動支援事業
○文化財展示紹介事業
○ひおきふるさと教育事業等

○学校改築工事
○学校応援団
○おひさま運動
○学校再編
○就学援助費等

○学校応援団
○家庭教育学級
○青少年リーダー研修
○行政出前講座
○中央公民館講座
○ブックスタート事業等

○スポーツ教室事業
○学校体育施設開放事業
○ネーミングライツ事業
○妙円寺詣り行事大会等

※「」は、国が第2期教育振興基本計画で示している成果目標であり、各箇所は本市の施策との関連性を示している。

2 具体的施策の展開

(1) きまりを守り、礼節を重んじる教育の推進

ア 学校運営の充実

現状と課題

- 「きまりを守り、礼節を重んじる教育」を意図した教育活動が展開され、徐々にその成果が現れてきていますが、さらに充実していく必要があります。
- 学校と家庭、地域が連携して取り組むことが課題です。

具体的施策

- 時と場に応じたあいさつをすることは、どのようにすることなのか、具体的場面を想定してあいさつの仕方などを指導し、理解を深めさせます。
- 各学校のPTAの研修テーマにして取組など、学校・家庭・地域との連携をさらに進めます。
- 「おひさま運動」の啓発に取り組み、市民運動として推進します。
- 学校運営目標に「きまりを守り礼節を重んじる」という具体目標を位置付け、実態に応じて組織的に取り組みます。
- 学校の自己評価や学校関係者評価において、基本的な生活習慣等を評価し、改善に取り組みます。
- 学校の教育課程に「ひおきふるさと教育」を位置づけ、日置市の素材を活かした「きまりを守り礼節を重んじる」教育に取り組みます。

事業名	事業内容	所管
おひさま運動	風格ある教育を推進するため、おひさま運動の普及啓発を図る。	社会教育課

イ 生徒指導・支援の充実

現状と課題

- 本市において、生徒指導上の大きな問題はあまり起きていませんが、いじめや不登校児童生徒に関するさらなる取組の充実を図る必要があります。現在、福祉課・健康保険課・学校教育課の三課が連携して「子ども支援センター」を中心に取り組んでいます。
- 急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報リテラシー（情報活用能力）を育むとともに、情報モラル教育の充実が求められています。

具体的施策

- 福祉課・健康保険課・学校教育課の連携強化のために、体制の一体化を図るなど、子ども支援センター機能の充実を図ります。

- 教育相談員のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの有効な活用を推進し、相談体制の充実を図ります。
- ふれあい教室への教育相談員等の派遣を計画的に行い、学習支援の充実を図ります。
- インターネット、スマートフォン等の普及に伴う課題に対応するために、道徳、学級活動及び各教科等における「情報モラル」教育を推進します。

数値等目標

- 不登校児童生徒数の現状を0に近づけます。

内容	現況値	29年度	31年度
不登校児童生徒数	小学校：0.2% 中学校：1.6%	小学校：0.1% 中学校：0.8%	0%

※不登校児童生徒数の現況値は、平成25年度生徒指導問題行動調査（文部科学省）による。

ウ 道徳教育の充実

現状と課題

- 平成25年4月に実施された全国学力・学習状況調査によると本市において「自分には、よいところがあると思いますか。」という問いに、あると答えた児童生徒の割合が、小学校で35.2%（全国：34.5%）、中学校で26.6%（全国：23.4%）、「将来の夢や目標を持っていますか。」という問いに、あると答えた児童生徒の割合が、小学校で76.5%（全国：72.1%）、中学校で55.7%（全国：47.4%）と、全国と比較すると高くなっています。しかし、自己肯定感等を醸成する道徳教育の充実が必要です。
- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、地域の伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、これからの日置市を担う児童生徒を育成するための道徳教育の充実が重要です。
- 中央教育審議会初等中等教育分科会の専門部会（平成26年8月開催）では、道徳教育が教育の根本理念の中核をなすものとして、道徳の時間を「特別の教科 道徳（仮称）」として位置付け、特定教科書を導入することなどの報告書の骨子案が提示されており、今後、こうした国の動向を注視する必要があります。

具体的施策

- 各学校における道徳教育の全体計画等に準拠した道徳教育推進教師を中心とする全校的な指導體制の確立を図ります。
- 日置市の自然・伝統・人物を学ぶ（ひおきふるさと教育）ことで郷土を知り、郷土を愛する心を育てます。
- 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、特色ある教育活動をさらに推進するとともに、ボランティア活動や体験活動などを通して豊かな心の育成を図ります。

事業名	事業内容	所管
ひおきふるさと教育	9年間（小中一貫）を通して、郷土の伝統文化、人物、自然、産業といった魅力ある素材を学習内容とした授業を展開することで、児童生徒の「礼節」、「郷土愛」、「自然愛」、「奉仕」といった道徳性を身に付けさせることを目的とする。	学校教育課

数値等目標

- 今後、国の動向を踏まえながら日置市の素材、人材を活用した道徳の授業を全校で実施します。

エ 人権教育の推進

(ア) 発達段階における人権教育

現状と課題

- 普段、日常の中で人権尊重が自然にできるためには、子どものときに人権尊重の精神や豊かな人間性などを身に付けることが、極めて重要です。そのため、学校教育においては、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、あらゆる教育活動を通じ人権尊重の意識を高めるための教育が行われています。
- 子どもたちの社会環境は絶えず変化しており、ネット上において簡単にコミュニケーションが図れるようになってきていることから、いじめに拍車をかけてしまうこともあります。
- 学校等をめぐる状況をみると、校内暴力やいじめ、不登校等の人権にかかわる問題が発生するなど、人権教育は知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題や教職員に人権尊重の理念についての認識が必ずしもいきわたっていないなどの問題も指摘されています。
- 本市では、同和問題をはじめとする人権問題について正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神と実践的態度の高揚を図るために、教育活動全体を通じて人権教育を推進しています。
- 人権の意義・重要性についての正しい知識や、日常生活の中で人権上問題となるような出来事に接した際に、直感的にそれはおかしいと思う感性や人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けさせる取組が必要です。

具体的施策

- 幼児期においては、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるとの認識から、引き続き幼稚園教育要領の規定に基づき、幼児が互いに関わりを深め協同して遊び、他の幼児と試行錯誤しながら活動を展開する楽しさなどを通じた、互いを思いやる人権尊重の精神の芽生えを育む

ことができるよう幼児教育に努めます。

- 義務教育においては、多様な体験活動を通じて、社会生活上のルールや基本的なモラル等の倫理観、協調の精神を育むなどの道德教育の充実を図るとともに、自他の生命を尊重する心と互いを認め合い共に生きる人権尊重の精神を培う取組を充実するなどの心の教育の推進を図ります。
- 子どもたちが協力し合って花を栽培することにより、優しい心や思いやりの心を育て、豊かな人間関係を体得するため、人権啓発活動事業を実施します。

事業名	事業内容	所管
特設人権相談所開設 (年12回)	1年間に伊集院地域3回、日吉地域3回、吹上地域3回、東市来地域3回相談所を開設し人権擁護委員や法務局職員が相談を受ける。	市民生活課
人権啓発活動事業	ひまわりの種や看板、必要な物品を実施校に配布する(実施校は県指定校1校、市指定校1校の計2校)。	

(イ) 社会教育における人権教育

現状と課題

- 地域社会における、共に支え合う精神や人権を尊重する意識を高めるため、PTA・女性団体・高齢者団体指導者や地区公民館等を中心に人権問題についての各種研修会等を開催しています。
- 一人一人の人権尊重の意識を高めるためには、生涯学習の各種施策を通じた人権に関する学習を充実しなければなりません。
- 今後、多様な人権学習講座の開催や効果的な人権啓発の手法を検討し、地区公民館などを中心に地域の特性を活かした人権意識を高める取組を推進する必要があります。
- 社会教育指導員をはじめとする社会教育関係者のほか、単位PTAや家庭教育に関する地域グループに対しても継続的な支援を行います。
- 各種研修会の実施にあたっては、人権問題を自らの問題として捉え、日常的な人権感覚を身に付けられるよう、研修内容や開催形式、広報手段等の工夫・改善を続ける必要があります。

具体的施策

- PTA、女性・高齢者団体等における推進者の研修を効果的に進め、それらの人材の活用を様々な形で図っていきます。
- 社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権問題に適切に対応するためには、庁内の各担当の専門的な対応と関連する部局間の緊密な連携体制が不可欠であることから、連携強化に努めます。

- 家庭や地域など身近にある人権問題に気付き、その解決に向け、学習者と共に歩むことができるリーダーや指導者を育成していきます。

事業名	事業内容	所管
社会教育における人権学習会(行政出前講座含む。)	市民を対象に地区公民館講座等での人権学習講座を開催する。	社会教育課

数値等目標

- 市内全小・中学校における家庭教育学級、市民を対象とした人権出前講座を推進します。

内容	27年度	29年度	31年度
社会教育における人権学習会(行政出前講座含む)の開催回数	36回/年	43回/年	50回/年

オ 環境教育の充実

現状と課題

- 地球環境保全という立場から、鹿児島県の豊かな自然と限りある資源を守り、環境にやさしい取組を推進しています。
- 全小中学校では、環境にやさしい学校づくりに向けた全体計画や年間指導計画を作成しています。
- 児童生徒の行動に結びつく、「環境教育方針」「環境教育目標」「環境行動計画」の見直しが必要です。
- 関係機関と連携した環境教育の充実を図る必要があります。

具体的施策

- 本市の環境にやさしい学校づくりの柱である「エネルギーの節約(節電・節水)」、「資源のリサイクル」、「環境学習の推進」を踏まえ、各学校の実態に応じた取組を推進します。
- 太陽光発電施設のある学校(3校)での環境教育を推進します。
- 環境にやさしい学校づくりに向け、以下のような各学校の取組を策定します。

- ①学校で取り組む「環境教育方針」を策定します。
- ②環境方針をもとに具体的目標として「環境教育目標」を策定します。
- ③目標を達成するために「環境行動計画」を策定します。
- ④専門家等の外部講師を活用した「環境学習の授業(出前授業)」を推進します。
- ⑤各家庭で環境家計簿を付けるなど、省エネルギーの実践を推進します。

数値目標等

- 各学校における環境全体計画等の見直しを100%実施します。
- 各学校における「環境教育方針」「環境教育目標」「環境行動計画」の見直し

しを100%実施します。

- 各学校における環境学習の授業(出前授業)を100%実施します。
- 各家庭における環境家計簿の記入及びアンケート用紙の回収を100%実施します。

カ 公立幼稚園の在り方

現状と課題

- 子ども・子育て関連3法、いわゆる、子ども・子育て新制度の施行により、幼稚園期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことが求められています。
- 国では、子ども・子育て新制度における公立幼稚園の保育料について、現行の利用者負担水準を踏まえつつ、幼保・公私間のバランス等を考慮し判断されるとしているため、現在の保育料（私立幼稚園の保育料の1/2以下）を見直す必要があります。
- 少子化、労働力不足、男女共同参画の社会情勢からも子育て世代のニーズは、一時預かりや延長保育等を展開する保育所、私立幼稚園に対する需要が高まってきております。
- 近年の児童発達においては、注意欠陥多動性障がい、学習障がい、高機能自閉症と、いわゆる発達障がいといかないまでも、その多少の要素が見られるため、特別な支援を要する児童に対する支援の場が多くなってきており、本市では、福祉課を中心に臨床心理士による支援の巡回を実施しています。
- 市内における保育所・幼稚園の現状と実態、さらには、公立施設の役割・意義を踏まえながら、今後の公立幼稚園の在り方を検討する必要があります。
- 各園は、小学校と隣接しており、小学生との交流授業やふれあい給食等の特色を生かした事業も展開しています。

保育所・幼稚園児童数の推移

年度	保育所		幼稚園					
			計		私立		公立	
	施設数	入所児童数	施設数	入所児童数	施設数	入所児童数	施設数	入所児童数
H23	21	1,045	6	476	3	367	4	109
H24	21	1,074	6	489	3	385	4	104
H25	21	1,076	6	513	3	406	4	107
H26	21	1,086	6	517	3	422	4	95

※数字は各年4月1日現在の数字（福祉課、教育総務課調べ）

具体的施策

- 今後の公立幼稚園の在り方については、隣接する学校が学校再編計画の対象校となっている学校もあることから、学校再編計画内容を踏まえながら、幼稚園運営検討委員会において検討します。
- 公立幼稚園としての役割・意義においては、保育所等での受け入れが困難な特別な支援を要する園児の受け入れなど、通常の保育所等では実施できない特色ある取組を行うことが重要なことから、近年の園児の発育実態、保護者等のニーズを勘案しながら検討を進めます。

キ 子ども支援センターの充実

現状と課題

- 家庭の経済状況、保護者及び子どもの障がいの有無など、様々な要因により年々子ども支援センターに寄せられる相談件数は増加しており、子どもたちの健全育成を推進するうえにおいては、必要不可欠なものとなってきております。
- 相談件数は、増加傾向にあり、その相談内容として生活困窮（生活保護）、発達障がい（障がい福祉）等、子ども支援センター（以下「センター」という。）としての業務の範疇を超える内容が多くあります。教育支援を実施する中においては、福祉課及び健康保険課と一体的かつ継続的に実施することが大変重要であり、こうした観点では、現体制での課を超えた横の連携が強化できるような組織体制の見直しが必要であります。
- センターの職員は、非常勤職員により構成されていることから、緊急を要する場面をはじめ、重大な責任を伴う場面での迅速な対応において、支障をきたすことも考えられます。
- 現在、センターは、庁舎内の2階中央部に位置していることから、窓口相談においては、個室の確保が常に必要であり、気軽で身近に相談を受けられるよう移転も含めた検討が必要であります。

近年の子ども支援センターの相談件数（延べ）

（単位：件）

	計	幼児	小学生	中学生	高校生以上
H24	1,313	97	429	474	313
H25	1,726	76	571	871	208

※数字は、子ども支援センター調べ

具体的施策

- 相談内容の複雑・多様化、相談件数の増加傾向からも、既存職員の役割分担の明確化はもとより、職員の日数確保をはじめ職員の増員等も検討します。
- 福祉課、健康保険課との連携は、これまで以上に強化する必要があり、今後、一貫した教育支援体制を構築するためにも、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職を配置している関係課との協力体制が強化できるよう組織再編も含め検討します。
- センターの場所においても、相談内容に配慮した場所移転を検討します。

(2) 文（芸術・学問）と武（心身の鍛錬）の両立を重んじる教育の推進

ア 学力向上に向けての取組の充実

現状と課題

- 本市の児童生徒の学力実態は、鹿児島学習定着度調査及び全国学力・学習状況調査の結果から概ね全国・県平均と同等です。基礎的・基本的な知識や技能については、身に付いているものの、思考力・判断力・表現力に課題が見られます。
- 全国学力学習状況調査において、家庭学習の時間が県・全国よりも少ないという結果が出ています。

具体的施策

- 学力向上へ向けた取組を推進するために、研究公開や授業研究を通して、教職員の指導法等の改善を図ります。
- 各学校において、各種調査結果を踏まえ、学力向上についての「P（具体的な計画）・D（共通実践）・C（検証）・A（改善策）」を確立し、計画的・具体的な指導方法の改善を行う取組を推進します。

事業名	事業内容	所管
のびゆくひおきっ子事業	児童生徒の学力向上のために、小・中・高の連携を視点を、教員の授業力向上を図る。	学校教育課
チェスト行けひおきっ子事業	体育学習時の指導方法の改善を中心に、児童生徒の基礎体力の向上を図る。	
各種教育事業	わくわく作文塾、理科標本作成会、英語体験活動、科学の祭典等の教育事業を実施することにより、関係教科の学力向上を支援する。	

数値等目標

- 「全国学力・学習状況調査」及び「鹿児島学習定着度調査」における平均通過率は県・全国を上回ります。
- 研究公開、授業研究の実施校（現在100%）を継続します。
- 思考力・判断力・表現力を育成するために、わくわく作文塾、理科標本作成会、英語体験活動、科学の祭典等の教育事業を今後も継続します。

イ 特別支援教育の充実

現状と課題

- 全校支援体制を確立し、障がいのある幼児や児童生徒の実態把握や支援を組織的に行い、より一人一人に応じた教育の推進を図っています。
- 市教育支援委員会で障がいのある児童生徒の把握や就学についての適切な指導、保護者との教育相談を行っています。
- 市自立支援協議会（福祉課障害福祉係所管）では、専門部会として特別支援教育部会が設置されており、市特別支援教育連携協議会も兼ねた組織となっているが、課題集約ができておらず現在、機能していない状況です。
- 特別に支援を要する児童生徒においては、切れ目ない一貫した教育支援環境の整備が大変重要であることから、特別支援教育支援員の適正規模の配置や専門性を身に付けるための環境整備が必要です。
- 小、中、高へスムーズに進学するため、進学前時点での移行支援シート、教育支援計画の作成の徹底が必要です。

具体的施策

- 市自立支援協議会特別支援教育部会において、特別支援教育支援員配置の適正化及び資質向上のための研修内容など今後の特別支援教育の在り方を継続的に協議します。
- 特別な支援を要する児童生徒の評価においては、その児童生徒の進路・人生に大きく関わってくることから、市教育支援委員会における事前の教育相談、知能検査等の検査内容、体制等を見直し、より迅速かつ適正に判断できるよう検討します。
- ノーマライゼーションの理念から同じ価値観を推し進められるよう、PTA等の保護者に対して障がいへの理解を深められるような研修会を検討します。
- 一貫した支援体制を構築するため、移行支援シート及び教育支援計画等の作成を徹底するとともに、実践的な研修会を開催するため、個別の事案を通じた幼稚園教諭及び保育士と共同による特別支援教育支援員研修会を開催します。

事業名	事業内容	所管
市教育支援委員会	就学指導を実施し、合理的配慮事項の検討を行います。	学校教育課
巡回相談事業	早期発見・早期支援の観点から市内の全保育園・幼稚園を訪問し、具体的な支援方法等の助言を行います。	
特別支援教育支援員研修会	スキルアップのための研修会を開催します。 ・幼稚園・保育園対象 ・特別支援教育支援員対象 ・特別支援学級担任・コーディネーター対象	

数値等目標

- 支援が必要な指導・生徒の早期発見とその児童生徒への個別の指導計画及び教育支援計画を100%作成します。

ウ 保・幼・小・中・高連携の推進

現状と課題

- 小中連携は、各中学校区において、年3回実施しています。共通の「家庭学習のてびき」を作成し、9か年を見通した学びの連続性を意識した連携を行っています。
- 保幼小連携は、各地域連絡会と私立保育所(園)等を含めた市保幼小連携研修会を実施しています。内容は、研修を通じて保育や授業の様子を参観したり、情報交換したりして、スムーズな接続ができるようにしています。
- 研究授業の相互参観を行い小中高の学習指導の連携に努めています。

具体的施策

- 保幼小中高連携の在り方について研究を深めるとともに、毎年各地域持ち回りの研修会を実施することにより、地域の特色を生かした連携を進めます。

数値等目標

- 授業を通じた研修会を全地域で実施します。

エ 文化活動の推進

現状と課題

- 郷土の伝統や文化を尊重する態度を養う教育を充実することが必要です。
- 多くの学校では、学校行事等において、音楽や演劇等を鑑賞する機会を設けています。
- 文化芸術を創造し、享受し文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは人々の変わらない願いです。

- 自主性や創造性が尊重され、多彩で特色ある地域の文化芸術が創造され、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会の実現に向けて文化芸術を振興することが重要です。
- 南九州美術展については、これまで県内を代表する美術展として60年以上に亘る歴史あるなかで実施しているが、本美術展を子どもたちの芸術教育に生かす機会がない状況であります。

具体的施策

- 学校における文化芸術活動や伝統文化を理解させる教育を推進します。
- 子どもたちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加できる機会の充実に努めます。
- 図画や作文コンクール等への参加の奨励や美術館、博物館等で開催される特別展等の観覧促進に係る取組に努め、さらには、地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会の促進に取り組みます。
- 市民の文化芸術活動に接する機会の増大、地域の文化芸術団体・サークルの育成・支援、文化財の活用によるまちづくりなどソフト事業の充実や地域振興施策における文化的側面を重視します。
- 南九州美術展の作品を子どもたちの芸術教育に広く活用できるよう検討し、他の美術展の在り方等の取組を参考にしながら、今後の南九州美術展における子どもたちの芸術教育の充実発展に努めます。

事業名	事業内容	所管
文化芸術に関する子どもの育成事業	一流の文化芸術団体による巡回公演を行い、優れた舞台芸術を鑑賞するとともに、ワークショップ等を行い子どもたちの発想力やコミュニケーション能力の育成を図る。	社会教育課
青少年のための芸術鑑賞事業	優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供し、芸術に対する興味・関心を喚起するとともに、豊かな情操の涵養に資する。	
文化芸術団体や文化継承団体等への運営・育成支援事業	地域における、文化芸術団体や文化財継承団体等に対し、連携協力しながら、情報提供、人材育成、創造活動への支援等を通じて文化振興を図る。	
国民文化祭事業 (平成27年度)	地域の伝統文化の鑑賞や参加を通じ、地域文化の継承・発展を促進する。	
南九州美術展	描画、版画、デザイン画等の美術作品を県内の学校等に広く呼びかけ、優秀な作品を表彰する。	教育総務課

オ 体力向上に向けての取組の充実

現状と課題

- 本市の体力向上の取組としては、「チェスト行けひおきっ子」事業として2年間ずつ協力校を依頼し、10年間で全ての小中学校を指定して全校体制での体力向上に向けた取組を推進しています。

具体的施策

- 各学校の特色に応じた体力向上の取組について研究を深めながら、一校一運動の推進に努めます。
- 体育学習における運動量を確保する指導方法の研究及び実践を通して、基礎体力の向上を図ります。
- 業間体育や遊びを通した運動の生活化を図る中で、自己の能力に挑戦させる取組を通じ、体力・気力の向上に努めます。
- 体力・運動能力調査の結果分析を生かし、個人的な取組を継続的に行うことを通して、焦点化した基礎体力向上を図ります。

数値等目標

- 平成19年度から実施している「チェスト行けひおきっ子」事業を平成28年度までに全小・中学校を研究指定します。
- 毎年、指定2年目を中心に「日置市体育指導法研修会」において、教科体育や基礎体力向上への取組など授業・教育活動での取組発表、誌上発表等を実施します。

(3) 自然や歴史と伝統文化を重んじる教育の推進

ア 地域文化の継承・発展

現状と課題

- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛するとともに、社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育の推進が必要です。
- 本市の歴史や先人の偉業についての正しい理解を図り、郷土への誇りを育てる教育を一層充実する必要があります。
- 市内には地域の自然、歴史、風土に根ざした多彩な文化芸術が生まれ、人々の地域に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力となっています。
- 市内には、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの文化資産がありますが、少子高齢化・過疎化による担い手不足などにより、保存・継承が難しくなっています。

具体的施策

- 各学校において、郷土芸能や伝統産業を体験する活動、先人の業績・生き方について学ぶ活動等の充実を図ります。
- 貴重な伝統文化の継承について、関係機関と連携しながら、継承できる仕組みづくりに努めます。
- 市内に伝わる郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに、独自の地域文化を次世代へ継承していきます。

事業名	事業内容	所管
民俗芸能等伝承活動支援事業	市内の民俗芸能等の伝承及び保存を支援するため、活動を行う団体等に対して予算の範囲内において交付金を交付する。 また、様々な催事における披露紹介などに取り組み、広く周知を図ることにより継承活性化に繋げる。	社会教育課
ひおきふるさと教育(再掲)	9年間(小中一貫)を通して、郷土の伝統文化、人物、自然、産業といった魅力ある素材を学習内容とした授業を展開することで、児童生徒の「礼節」、「郷土愛」、「自然愛」、「奉仕」といった道徳性を身に付けさせることを目的とする。	学校教育課

イ 文化財の保存・活用

現状と課題

- 子どもたちをはじめ、市民が郷土の歴史や身近な文化財に触れ、学び、親しむことなどにより、郷土を愛する心を醸成することが求められています。
- 市内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手が育つとともに、地域の文化財の活用が図られるなど、個性を生かした地域づくりが展開されることが必要です。
- 市内には豊かな自然をはじめ、個性豊かな郷土芸能や伝統行事、史跡など多くの文化財があり、地域や市民共有の貴重な財産として守り伝えられてきています。

具体的施策

- 次世代に継承すべき文化財については、関係機関と連携・協力して国・県指定や国登録等を推進します。
- 歴史民俗資料館等については、文化財や地域の歴史、自然等に関する学習機会を提供し、文化財愛護思想の普及・啓発を図ります。
- 関係機関等と連携・協力し、学習の場としての史跡の整備を図ります。
- 文化財の保存・継承活動に成果をあげている活動事例の情報を提供し、活動の活性化を図るとともに、地域の文化財を総合的に活用した地域づくりを促進します。
- 学校教育や地域活動への郷土芸能や伝統行事、史跡等の活用を促進します。

事業名	事業内容	所管
各地域文化財保存団体等運営支援事業	各地域の文化財保存団体等に円滑な保存活動が実施できるように、補助金を交付し、支援を行う。	社会教育課
文化財資料作成事業	文化財マップなどの歴史資料を作成し、日置市の文化財について、広く周知を図る。	
文化財展示紹介事業	文化財史料等の保存・活用に努め、展示、公開することにより、日置市の歴史について学習し、紹介する機会を充実する。	

(4) 安全・安心を重んじる教育環境づくりの推進

ア 施設整備の計画的整備・適正維持管理

現状と課題

- 公立学校施設の計画的整備については、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるだけでなく地震などの災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保はきわめて重要です。
- 本市の学校施設の耐震化率は、96.8%（平成26年4月1日現在）で、全国平均92.5%を上回っており、今後は非構造部材についても耐震化を図っていく必要があるものと思われます。
- 適正な維持管理については、施設の経年により安全性、機能性等が低下した建物、現在の教育環境に適応しにくい施設などがあり、改修や改造の建物の長寿命化などの対策が必要になっています。

具体的施策

- 計画的整備では、旧耐震基準の建物において耐震診断を実施し、耐震補強の必要な建物については、補強を実施済みです。改築による耐震化については、伊作小学校及び伊集院北小学校の改築工事を予定しております。
- 維持管理については、建物の安全性、機能性等が低下した建物、現在の教育環境に適応しにくい施設を改修改造することにより、教育環境の向上や建物の長寿命化を図ります。
- 学校施設を長期にわたり有効に活用するため、老朽化した学校施設の適時適切な維持管理や補修を実施するとともに、環境との共生、バリアフリー化、健康や安全性などに配慮した施設整備に努めます。

事業名	事業内容	所管
伊作小学校改築工事 事業	改築による耐震化工事 (平成27年～平成28年度実施)	教育総務課
伊集院北小学校改築 工事業	改築による耐震化工事 (平成29年～平成30年度実施)	

数値等目標

内容	27年度	30年度
公立学校施設の耐震化率	96.8%	100%

イ 地域ぐるみで安全・安心な環境づくり

現状と課題

- 地域の将来の担い手である子どもたちの健全育成は、子育て中の家庭だけでなく、地域社会全体の課題です。
- 地縁関係の希薄化などに伴い、他人の子どもの行動に関心を寄せる保護者が少なくなり、地域社会で子どもたちを支え育む意識が乏しくなっています。
- 現在、市内多くの小・中学校において学校応援団が組織され、各学校の実態に応じた活動が行われています。
- 子どもたちを取り巻く状況が変化し、様々な課題を抱えるなか、今後ますます家庭・学校・地域が一体となって子どもたちを育てることが重要となるため、学校応援団活動の充実が求められています。
- 親の共働き等世帯が多くなってきており、長期休業日等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりの確保が必要となってきております。

具体的施策

- 風格ある教育を推進するため「おひさま運動」を展開します。
- 異年齢・異世代交流の場の創出に努めます。
- 良好な地縁関係を築き、地域で子どもたちを見守る気運の醸成を図る「あいさつ運動」の推進を図ります。
- 学習支援、環境整備、安全・安心の確保などに取り組む学校応援団の活動を支援し、家庭・地域の教育力の向上を図ります。
- 市民が集う様々な機会を捉え、学校応援団や社会教育関係団体の主催する事業など、地域で子どもを育む活動等を紹介するとともに、その意義と必要性について啓発していきます。
- 放課後及び長期休業日等における子どもたちの居場所づくりについては、これまでの保育園を中心とする放課後児童健全育成事業の利用実態を十分に踏まえるとともに、国及び県の動向を注視し放課後子ども教室の実施を検討していきます。

『おひさま運動』の標語

おはようの声ひびく 思いやり育てる やさしいまち
ひろげよう読書 感動あふれる 学びのまち
さわやかな汗 心と体きたえる 健康なまち
まもろうきまり みんなでつくる 安全なまち

イメージキャラ
『おひ丸』



事業名	事業内容	担当課
学校支援ボランティア（学校応援団等）事業	学校のニーズに応じ、地域ぐるみで学校運営を支援するための組織。	社会教育課
放課後子ども教室	授業等における学習補助や放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保する放課後等支援、子どもの安全確保のための見守り、子どもの健康等に関する指導助言等、様々な教育支援活動を行う。	教育総務課 学校教育課 社会教育課

数値目標等

内容	27年度	29年度	31年度
学校支援ボランティア（学校応援団等）活用延べ人数	16,000人	17,000人	18,000人

ウ 災害時における避難対策の充実

現状と課題

- 自然災害・火災においては、全小・中学校で避難計画を作成し、避難訓練等を実施しています。
- 原子力災害については、全小・中学校で対応マニュアルを作成し、11校で避難計画を作成しています。
- 原子力災害については、全小・中学校での避難計画の作成と実際の避難訓練（保護者への引き渡し訓練等）を行う必要があります。
- 市長部局と連携を図った、避難計画等の作成が必要です。

具体的施策

- 避難計画・避難訓練の見直しを全小中学校で行います。
- 全小中学校で、原子力災害の避難計画を作成し、引き渡し訓練等を実施し、より実効性の高いものにしていきます。

数値目標

内容	27年度
原子力災害避難計画の作成	26校

エ 学校給食の適正かつ円滑な推進

現状と課題

- 学校給食調理場は市内全域において共同調理場方式をとっており、学校給食センター及び各小・中学校との連携促進を図り、地場産物の利用や郷土食、国際理解推進の献立等の工夫を行っています。

- 食に関する指導については、栄養教諭の活用を計画的に行っています。
- 伊集院・東市来両学校給食センターについては、旧学校給食衛生管理基準により建設されており、施設をはじめ器具等の老朽化が進行しているところであります。
- 学校給食のより一層の充実や行政運営の効率化を図るため、学校給食調理等業務の民間委託についての検討が必要となってきています。

具体的施策

- 食に関する指導全体計画や日置市版の年間指導計画を整備し、栄養教諭による計画的な指導を各小中学校で年間2回以上行います。
- 食物アレルギーについて、全ての児童生徒の実態を調査し、重篤な症状が予想される場合等を除き、除去食や代替食など対応食の100%実施を目指します。
- 地場産物の積極的な活用を今後も推進し、地産地消に努めます。
- 学校給食調理等業務の民間委託について検討を進めます。
- 伊集院・東市来両学校給食センターについては、短期的な取り組みとして、現行の学校給食衛生管理基準に適合させるための改善、施設の維持修繕及び調理器具等の年次的な更新を行い、長期的な取組としては、給食センターの建設について検討を進めます。

数値等目標

内容	27年度	29年度	31年度
地場産物の消費比率の目標	7.6%	11.3%	15%

オ 学校規模の適正化

現状と課題

- 近年、少子化の進行により、本市でも児童生徒数が年々減少し、学校規模の小規模化が進み、多様な教育活動を実施する上で支障をきたしている状況が見受けられております。また、今後においても将来にわたって子どもの数が減少することが予想されております。
- 厳しい社会を生き抜く子どもたちに、より望ましい教育の環境を整えていくことが課題となってきています。
- 子どもたちが教育を受ける環境は、どこにあっても等しくあることが望ましく、望ましい教育環境とは、子どもたちが学校生活の中でグループ活動等を通じた多様な人間関係の中でお互いに切磋琢磨し、様々な考え方に触れながら、子ども一人一人が個性の伸張を図っていける環境と考えます。
- 小規模校の場合は、少人数でのきめ細やかな指導ができるなど学習環境の良さとは別に、人数が少なく学び合いや高め合いができにくかったり、

役割分担や人間関係などが固定化しやすかったり、様々なスポーツ（サッカー、野球、バレーボールなど）に制約が生じたりする、どうしても超えられない課題があります。

- これからの厳しい社会を生き抜くたくましい力を育成する教育の環境の充実を図るためには、学校規模の適正化は大変重要な取組であると考えます。

具体的施策

- 日置市立小・中学校の在り方に関する基本方針により、平成26年4月に策定した今後10年間の再編計画に基づき、保護者や地域住民の合意形成を前提に段階的な再編を進めます。
- 小・中一貫教育においても国の動向・地理的条件を踏まえながら、施設分離型等の様々な体系を考慮し、取組を検討します。

学校再編計画

I 基本方針の概要（平成25年6月策定）

① 学校規模について

- 小学校：1学級20人程度以上、6学級以上（全校で）
- 中学校：1学級20人程度以上、2学級以上

② 学校の適正配置について

- 小・中学校の配置は、日置市の学校現状、今後の児童生徒数の減少に係る推移、地理的条件、地域の実情などを考慮する。
- 通学区域については、旧町域を原則とし、通学の安全性・利便性、地域の実情などについても考慮する。

③ 小・中学校の連携・接続の在り方について

- 義務教育9年間を見通し、発達段階に応じた教育の推進、いじめなどの問題行動などの課題解決を図るために、より豊かな教育を行う新しい教育体制、小・中学校の連携・接続の在り方について検討する。

④ 学校と地域の関係について

- 「良好な教育環境の実現」という共通目標に向けて、合意形成の経過を大切にし、保護者や地域住民と協議を進める。
- 具体的に協議を進めるときには、児童生徒の教育環境の整備を最優先として、学校教育活動への影響、学校のもつ地域的意義、地理的条件など、地域の実情を配慮する。

II 再編計画（平成26年4月策定）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
第1次再編	上市来中									
	土橋中									
	住吉小、日新小、吉利小、扇尾小									
第2次再編					伊作田小、美山小					
					飯牟礼小					
					永吉小、花田小、和田小					
第3次再編								上市来小		
								土橋小		

※1 上記表は、平成25年度に教育委員会が定めた日置市立小・中学校の在り方に関する基本方針の対象校のみを掲載しています。

※2 各再編年は、年度単位です。

※3 第1次再編では、最短期間で平成28年度、最長で平成30年度を、第2次再編では、最短期間で平成32年度、最長で平成34年度を、第3次再編では、最短期間で平成34年度、最長で平成35年度を計画としています。

カ 就学支援の充実

現状と課題

- 教育基本法第4条の規定では、「すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない・・・」になっており、学校教育法第19条の規定においては、「経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」となっています。
- 本市では、こうしたことから経済的状況、障がいなどの理由から教育がひとしく受けられるよう国の制度などにより、就学援助費支給制度をはじめ、幼稚園就園奨励費制度、奨学資金貸付制度を実施しているところです。
- 各制度、経済情勢の影響から近年においては、助成額が増加傾向となってきており、制度の重要性が著しくなっています。
- 平成27年4月から施行予定となっている子ども・子育て支援新制度においては、市内の私立幼稚園の移行に伴い私立幼稚園就園奨励費制度の利用者が減少する可能性もあります。

就学援助費支給制度の過去5か年の平均状況 (人・円)

5年平均	人数	援助額	一人当り額	対象者率
小	314	14,434,109	45,939	11.9%
中	192	13,726,895	71,494	13.1%
計	506	28,161,004	55,632	12.3%

私立幼稚園就園奨励費制度の推移 (人・円)

	人数	補助額	一人当り額	対象園
平成23年度	333	35,501,080	106,609	11園
平成24年度	329	38,594,450	117,308	11園
平成25年度	377	44,804,525	118,844	10園

※教育総務課調べ

具体的施策

- 各制度、基本的には申請主義であることからお知らせ版などの情報媒体を十分に活用し周知徹底を図ります。
- 奨学資金貸付制度の滞納整理においては、条例施行規則において10年の返還猶予があることから、返還義務者の就労状況・生活実態等の状況を踏まえながら、大きな負担とならないよう返済計画を作成し、必要に応じて関係課（福祉課、税務課等）と連携しながら返還業務を進めます。

事業名	事業内容	担当課
就学援助費支給制度	経済的な理由により就学が困難と認められる学齢児童及び学齢生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する。	教育総務課
私立幼稚園就園奨励費補助金制度	保護者の経済的負担の軽減を図るため、補助金を交付する。	
奨学資金貸付制度	学業及び人物が優秀と認められ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者に対し、奨学資金を貸し付ける。	

(5) 協働社会によるまちづくりを重んじる社会教育の推進

ア 家庭、学校、地域、事業者等が連携した社会教育の推進

現状と課題

- 市民と協働した学校づくりを進めるため、地域の人々が様々な分野で学校と関わり、学校を支援する「学校応援団」制度を展開しており、家庭や地域社会の学校教育活動への参画、支援が進展しています。
- 幅広い経験や優れた知識・技術をもつ方々を積極的に活用するために、学校応援団等、ボランティア活動の一層の推進を図ることが必要です。
- 市民と協働した学校づくりや子どもたちの健やかな成長支援のため、家庭、学校、地域等の地域社会全体が連携協力し、様々な能力を生かすことができる仕組みづくりが必要です。
- 家庭、学校、地域等が連携し、役割分担しながら地域における多様な学習や体験活動の機会の充実に取り組むことが必要です。

具体的施策

- 地域の教育力の向上、そして地域の絆づくりに繋がる、学校応援団制度の充実・強化を図ります。
- 地域における学習、体験活動や伝統芸能など、様々な活動の促進のための支援を検討していきます。

事業名	事業内容	所管
学校支援ボランティア（学校応援団等）事業 （再掲）	学校のニーズに応じ、地域ぐるみで学校運営を支援するための組織	社会教育課

イ 家庭教育の充実・支援

現状と課題

- 家庭環境の多様化などにより、不安や悩みを抱えながらも、身近に相談できる人が少なく孤立化しやすい状況があります。
- 地域活動やPTAなど社会教育関係団体の活動が低迷し、活動に参加する家庭と参加しない家庭の二極化傾向が生じています。
- 子育てに不安や悩みを抱える家庭に対して、福祉部門と連携した支援が求められています。

具体的施策

- 保護者同士のネットワークの形成を進めるとともに、保護者への多様な学習機会の提供を行うなど、家庭教育の支援を充実します。
- 平成26年4月1日に施行された「鹿児島県家庭教育支援条例」により、家庭、学校、地域、事業者、行政その他市民が連携し、次代を担う心豊かな

でたくましい子どもたちを地域ぐるみで育てる気運の醸成や体制づくりの充実を図ります。

- 本市の良き伝統である「子ども会活動」の取組を生かしながら、家庭教育に関する取組を地域全体で推進します。
- 乳幼児期の教育は、人間教育の基礎となる力を培う重要なものであります。その原点となる家庭での教育はもとより、社会全体で子どもの育ちを支える取組を支援します。
- 乳幼児・児童・生徒の心身の発達段階に応じた社会体験、自然体験、読み聞かせ活動等を通し、個性や能力を伸ばし、社会の形成者として自立できる資質・能力の向上を図っていきます。
- P T A活動の活性化を図るため、P T Aの意義と必要性を広く保護者等に啓発します。

事業名	事業内容	所管
家庭教育学級	各幼稚園、小・中学校において家庭教育学級を開催し、家庭教育に関する学習機会を提供する。	社会教育課

ウ 青少年の育成と社会教育活動への参加促進

現状と課題

- 家庭では親の子育てに対する孤立感を深め、地域では連帯意識が薄れたことによって、子どもが幼い頃から豊かな人間関係を経験する機会が減少し、社会性や規範意識を形成する場面が少なくなっています。
- 将来の地域社会の担い手となる若い世代が、地域活動から離れ、良好な地域社会の維持・継続が難しい状況となっています。
- 地域活動に興味・関心がない、仕事や家庭のことで忙しい、参加の方法がわからない等の理由により、地域との交流経験が少ない青少年が増えています。

具体的施策

- 大人と子どもが共に学ぶ体制と環境を整備し、「子どもたちを地域ぐるみで育む」取組を推進します。
- 学校、関係機関及び地域が協力し、多様な体験活動やボランティア活動の機会をつくり、親子の参加・参画の促進を図っていきます。
- 青少年が継続して参加できる機会が少ないことから、活動意欲をさらに促進させるための社会教育活動に係る情報提供を充実するとともに、地域で活躍できる場や機会の提供に努めていきます。
- 中・高生のジュニア・リーダークラブへの加入促進を図るとともに、主体的な活動が展開できるよう、各種団体と連携し、青少年の社会参加を促

進していきます。

- 多様な社会体験を積み重ね、自らを律しつつ人と協調する事業である「ふるさと学寮」、「青少年リーダー研修事業」、「青少年海外派遣事業」を継続して推進します。

事業名	事業内容	所管
青少年リーダー研修事業等	自主性、協調性、忍耐性、社会性等を培う事業を推進し、人間性豊かな青少年の育成を図る。	社会教育課

数値等目標

内容	27年度	29年度	31年度
ジュニア・リーダークラブ会員数	17人	23人	30人

エ 生涯学習の充実・強化

現状と課題

- 市民の学習ニーズの多様化・高度化に伴い、幅広い分野でより優れた資質と専門的な知識をもち、市民の生涯学習支援や社会教育の推進に先導的な役割を果たす指導者の養成・確保が求められています。
- 市民が自分自身の生き方の向上を目指す生涯学習への関心や意欲はますます高まっています。
- 多様な市民の学習ニーズに応え、学習活動の活性化を図るためには、講師や講座等の生涯学習情報の提供が不可欠であり、インターネットを利用した情報提供の在り方を充実していく必要があります。
- 地域の特産品や食文化も含め、食育に関する講座等についても推進していく必要があります。

具体的施策

- 中央公民館、地区公民館において社会教育活動で学んだ成果や、自らが学んできた知識や技能を生かすことができる様々な機会を提供するとともに、地域の生涯学習リーダーとなる人材を育成します。
- 様々な学習機会や地域の課題、家庭教育に関する情報など多様な情報を収集し、地域や学習者のニーズに応じた学習機会を提供します。
- 年代に応じた学習ニーズや、地域課題等を検討し、中央公民館、地区公民館を中心に、市民が気軽に学び始めることができる講座の開設に努めます。

- 中央公民館、地区公民館をはじめとする生涯学習施設については、講座の開催曜日や時間帯等、市民の学習ニーズにあった魅力あるものにしていきます。
- 人材や情報のネットワークを構築するとともに、それらのコーディネーター機能を十分に発揮していきます。
- インターネットを利用した情報提供等、生涯学習に関する多様な学習情報の提供と広報活動の推進を図ります。
- 地域の特産品や食文化についての理解や食の大切さを深めるための講座の推進を図ります。

事業名	内 容	担当課
中央公民館講座 地区公民館講座	生涯学習推進のため、いつでも、どこでも自分に合った学習機会を選択し、必要な知識や技術を習得できる学習機会を提供する。	社会教育課
行政出前講座	市の職員等が講師として出向き、行政の取組や事業・施策等について説明や実習を行う。	

数値等目標

内容	27年度	29年度	31年度
行政出前講座開催回数	80回／年	90回／年	100回／年
各種教室・講座で学ぶ市民の数	3,750人／年	4,100人／年	4,500人／年

オ 生涯学習推進体制（社会教育関係団体）の強化

現状と課題

- 地域のつながりが希薄になるなか、地域活動を支えているPTA、子ども会、女性団体等をはじめとする社会教育関係団体の活動の自立、活性化が求められています。
- 共働きの増加や、コミュニティ意識の希薄化などの理由から、社会教育関係団体の運営及び事業の担い手は減少しています。
- 各団体においては、役員が単年度で交代する例が多く、長期的な視野に立った事業計画の立案や運営に関わるノウハウの継承が困難な場合があります。
- 図書館では、館内外での読み聞かせを行っているボランティア団体のほかに、一般読書会、学校の読み聞かせグループ等があります。また、定例会として話し合いの場を図書館に置いているボランティア団体もあり、自

主的に運営等を行っています。

- ボランティアの人数の確保、新たなボランティアの育成等が課題になっています。

具体的施策

- 社会教育関係団体の意義とその活動から得られるメリットを啓発することで、組織の充実及び強化を図ります。
- 図書館においては、ボランティアの定例会等への参加や読み聞かせ実技講習会等を実施するなど、様々な活動を通しボランティアの育成等を図ります。
- 既存の社会教育関係団体の活性化と自立に向けた支援を進めるため、団体を対象とした研修会の充実を図ります。
- 地域の方々が様々な形で気軽に活動に参加できる取組について、団体と共に検討します。

カ 市民総ぐるみの読書活動の推進

現状と課題

- 読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要なものです。
- 様々な情報メディアの発達・普及や子どもたちの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもたちの「読書離れ」が指摘されています。
- 本市でも学校段階が進むにつれて、中学校以降、極端に読書量が減少し若い世代に本を読まない人が増えています。

具体的施策

- 「第二次日置市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭や地域、学校を通じた社会全体で子どもたちの読書活動の推進に取り組み、生涯にわたって読書に取り組む習慣を身に付けるよう推進します。
- 大人も本に親しみ、子どもたちの読書活動に取り組むことで、人生をより豊かにし、子どもたちへの手本となるよう、図書館、学校図書館、関係機関、ボランティア団体等の連携により、日置市民総ぐるみで読書のまちづくりを推進します。
- 絵本を通して赤ちゃんと保護者が寄り添うひとときをもつ、「ブックスタート事業」を推進します。

事業名	内 容	担当課
ブックスタート事業	家庭での親子のふれあう機会と読書の習慣化をねらい、6～8か月児健診で絵本等を配付する。	社会教育課
ブックスタートフォローアップ事業	ブックスタートから継続して読書活動が行われるように、保護者に啓発する事業を実施する。	

数値等目標

内容	27年度	29年度	31年度
市立図書館年間貸出者数	56,700人	63,000人	70,000人

キ 情報教育の推進及び機器の充実

現状と課題

- 情報教育の充実を図るために、教育メディアの提供及び各種メディアの教育利用に関する機器の貸出しを行いました。
- パソコン等の取り扱いだけでなく、時代の変化に対応した視聴覚機器の取扱いについても市民の学習意欲が高くなっています。
- 学習者の多様なニーズに対応するためには、知識や情報の伝達に優れた機能をもつメディアの効果的な活用を図っていくことが重要となってきました。
- 社会教育、学校教育における情報教育の充実・発展を目指すためには、機材整備・技術向上を図ることが必要不可欠となっています。

具体的施策

- 情報教育等も視野に入れて、より市民ニーズにあった講座の開設に努めるとともに、教育メディアの充実を推進します。
- 定期的にメディア研修等を開催し、インターネット活用、HPの作成やメール作成など、高度な情報活用能力を習得した修了者を増やします。
- 実践力のある指導者の養成や資質の向上に努めるとともに、人権教育啓発資料の貸出しやDVDをはじめとする視聴覚教材の整備とその活用を図っていきます。

(6) 健康づくりを重んじる生涯スポーツの推進

ア 生涯スポーツの推進による市民の健康づくり

現状と課題

- スポーツ基本法が平成23年8月に制定され、新たな方針として示された「する・観る・支える」スポーツの推進や数値目標達成に向け、市民がいつでも、どこでも、だれとでも個々の適正に応じた、生涯スポーツに親しみ、体力の向上や健康の保持増進はもとより、明るく豊かな活力ある社会の実現に向けた生涯スポーツの推進に取り組んでいます。
- 地域スポーツ環境整備としては、平成19年4月にコミュニティスポーツクラブ「チェスト伊集院」を設立し活動を支援していますが、指導者の育成や会員増に苦慮しています。

具体的施策

- スポーツに対し「する」、「観る」、「支える」など、市民が健康で明るい「生涯スポーツ社会」を築けるようスポーツ活動や健康づくりへの取組を推進し、日常的なスポーツの場として市民が主体的に取り組めるスポーツ環境を整備します。
- スポーツ教室を開催し、多くの市民が参加できるように健康づくりの場の提供を充実します。
- 市民の体力の実態を把握するため、スポーツテストを実施します。
- 地域のスポーツ活動拠点となるコミュニティスポーツクラブ「チェスト伊集院」の会員確保・財政面での支援・協力を行うなどクラブの育成に努めます。
- 研修会への積極的参加や保健、福祉等の他部局と連携を図りながら市民の体力向上や健康の保持増進に努めます。
- スポーツ推進委員の組織充実を図り、研修会への積極的参加による質の高い指導者の養成を図ります。
- スポーツ推進審議会を開催し、生涯スポーツの振興ための協議を進めます。
- 学校体育施設開放事業の推進及び利用促進を図ります。
- 市長部局健康増進担当課と情報共有を図り、市民の健康増進に寄与します。

事業名	内 容	担当課
スポーツ教室事業	市民の体力づくり・健康づくりを目的とした教室の実施。	社会教育課
スポーツテスト	市民の年齢階層毎の体力等を把握し、健康づくりのデータとする。	
スポーツ推進委員育成事業	市内におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する専門的知識や技能及び指導力の向上を図る。	
学校体育施設開放事業	子どもたちの安全な遊び場の確保及び社会教育関係団体活動の促進並びに社会体育の普及を図るため、学校教育に支障のない範囲内において、学校の施設を住民の使用に供する。	

イ 日置市体育協会の育成及び競技力の向上

現状と課題

- 本市出身のスポーツ選手が全国大会等で活躍することは、スポーツを通し市民に夢と感動と活力を与えるとともに、子どもたちの健全育成に寄与します。また、スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させ競技部の活動を充実させるためにも、競技力向上及び指導や育成などに努めていく必要があります。

具体的施策

- 競技団体や関係機関との連携を図り、スポーツ競技者の底辺拡大と競技力向上に努めます。
- 平成32年の鹿児島国体において、本市から一人でも多くの選手を輩出できるよう競技団体等と連携を図り環境整備に努めます。
- 地域体育協会及び日置地区体育協会と連携を図り、日置市体育協会組織を充実するとともに、各種競技団体においても組織強化を図ります。
- 各種スポーツイベントを開催し、スポーツに対する関心を高めます。
- 県民体育大会日置地区選考会、県民体育大会及び日置地区駅伝競走大会開催に伴う運営について積極的に推進します。

事業名	内 容	担当課
日置市体育協会事業	各地域体育協会及び各種競技団体並びにその他団体の育成を図り、体力向上と体育振興に努める。	社会教育課
各地域運動会事業	スポーツ・レクリエーションへの参加を通し、地域住民相互の親睦と融和及び健康増進と体力向上を図る。	
各地域駅伝競走大会		

ウ スポーツ少年団の充実

現状と課題

- スポーツ少年団では、子どもたちに地域を基盤としたスポーツの場を提供することにより、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し子どもたちの健全育成を図っています。
- 少子化に伴う団員の減少及び単位少年団の減少と指導者不足などの問題が生じています。

具体的施策

- スポーツ少年団の登録促進のための募集チラシ等を作成し、多くの子どもたちへの加入促進及び組織強化を図ります。また、各種研修会への参加を促し、母集団、指導者及びリーダーの育成と資質向上を目指すとともに、子どもたちの心と体の健やかな育成を図ります。
- 兄弟市町である関ヶ原町のスポーツ少年団との交流を図り、相互の親睦を深め子どもたちの健全育成を図ります。
- 県・地区スポーツ少年団競技別交歓大会や交歓交流大会への積極的な参加を促し、相互の友好親善を深めるとともに、体力の向上を図ります。
- 日置地区スポーツ少年団連絡協議会の充実を図ります。
- スポーツリーダー養成講習会兼少年団認定員講習会及び再講習会に参加します。
- 体力テスト・ボランティア活動を実施します。

事業名	内 容	担当課
関ヶ原町・日置市スポーツ少年親善交流事業	兄弟市町である関ヶ原町のスポーツ少年団との交流を図り、相互の親睦を深め青少年の健全育成を図る。	社会教育課
体力テスト・ボランティア活動事業	年1回スポーツ少年団員の体力テストを実施し団員の体力・運動能力の把握に努める。 地域社会で活動する団体として、活動拠点周辺の清掃等を行い地域貢献事業としての社会活動を行う。	

事業名	内 容	担当課
スポーツ少年団競技別交歓大会、交歓交流事業	同じ競技種目毎の交流活動、競技種目の異なるスポーツ少年団員の交流活動への積極的な参加を促す。	社会教育課

エ 社会体育施設等の充実及び利用促進

現状と課題

- 体育施設及び都市公園運動施設については、仲間づくり、体力づくり、健康づくりの場として市内外の住民に利用されています。
- 市内の宿泊施設・施設利用促進協議会と連携を図り、スポーツキャンプ・合宿を受入れています。
- 施設の老朽化等に伴う、年次的な施設補修の必要があります。

具体的施策

- スポーツレクリエーション活動の拠点となる運動施設等の施設設備の整備・充実を図ります。
- スポーツキャンプ・合宿の誘致等によるスポーツ観光の振興を推進します。
- 市内体育施設等の維持管理業務の経費削減を図ります。
- 妙円寺詣り行事大会、いじゅういん梅マラソンジョギング大会、流鏝馬行事大会等のスポーツイベントを実施します。
- ネーミングライツ事業を推進し、交流人口の増加を目指します。
- 各種大会の誘致、スポーツキャンプ・合宿を誘致し施設の利用者増を目指します。また、類似施設においては連絡調整により、連携した利用促進に努めます。

事業名	内 容	担当課
ネーミングライツ事業	伊集院ドームへの愛称の付与を通じ、市民がスポーツに親しみ健康づくりを行うためのスポーツ大会を開催する。	社会教育課
妙円寺詣り行事大会	郷土の歴史的伝統美風の伝承を図るとともに、スポーツをとおして健康・体力づくりに貢献し、ぬくもりと活力に満ちたまちづくりに努める。	
いじゅういん梅マラソンジョギング大会	日置市のPRと交流人口による地域活性化を図り、日置市の花「梅」の愛好を県内外に呼びかけるジョギング大会を開催する。	

数値目標

内容	27年度	29年度	31年度
年間施設利用者数の目標	625,000人	630,000人	635,000人

第4章 計画の推進

1 計画推進の概要

国は、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正し、教育委員会において、毎年、教育行政事務に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果について報告書を議会に提出し、公表することが規定されました。

(参考) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」 抜粋

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務職員等に委任された事務を含む）を含む）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。（平成27年4月1日 改正法施行）

国では、「結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うもの」としており、本市教育育委員会では、こうした趣旨に照らし、教育施策の点検・評価を住民に解りやすく明確に示す意味からも、日置市教育振興基本計画（以下「計画」という。）内の施策における対象事業を点検・評価します。

2 具体的な推進

本計画の具体的施策は31施策あり、計画期間の5年の間にすべての施策について1回以上の点検・評価を行い、重要な施策においては、毎年実施するなど重点的に点検・評価を行います。

また、PDCAサイクルによる点検・評価を基本とし、各年度に実施された点検・評価結果、国の制度改正等により計画内容に変更が必要な場合には、市教育振興基本計画検討委員会へ諮問し、計画を変更します。

主な施策の点検・評価計画

施策名	毎年	29年度	31年度
学力向上に向けての取組の充実	○		
体力向上に向けての取組の充実	○		
公立幼稚園の在り方		○	
子ども支援センターの充実		○	
特別支援教育の充実			○
学校規模の適正化			○

日置市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

平成20年12月25日
教育委員会告示第26号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する計画（仮称：日置市教育振興基本計画）を策定するため、日置市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、日置市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）から諮問された事項を審議し、その結果を教育長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、6人以内の委員で組織する。

2 委員は、教育について識見を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

3 委員の任期は、委員会における審議結果を教育長に答申するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会長は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他会長が適当と認める者を会議に出席させ、関係事項について説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

日置市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

	所属	役職	氏名	備考
1	日置市校長会	副会長	川崎優志	伊集院北中学校長
2	日置市障害児就学指導委員会	会長	野間芳人	伊作小学校校長
3	県鹿児島教育事務所	指導課長	吉嶺梓	
4	日置市PTA連絡協議会	会長	東清剛	社会教育委員
5	日置市教育委員会	教育次長	内田隆志	